

資料 1 - 1

環境審議会の役割

- ・審議会は、市長の諮問に応じ、市民の健全な生活環境の保全を図るため、環境に関する調査審議を行い、及び市長に答申する。（胎内市環境審議会条例 第2条）

⇒具体的には、胎内市が行う地球温暖化対策事業、空き家対策、ごみ減量に関する取り組みなどの評価や市の環境事業全般に関して意見交換を行う。また、『胎内市環境基本計画』『胎内市地球温暖化防止実行計画』の策定にあたり、審議を行う。

■これまで環境審議会が審議した計画と今後の審議スケジュール

- ・令和3年3月 第2次胎内市環境基本計画 策定
- ・令和4年6月 第3次胎内市地球温暖化防止実行計画（事務事業編） 策定
- ・令和7年度 第2次胎内市環境基本計画【中間見直し版】策定に関する調査審議
第2次胎内市環境基本計画【中間見直し版】策定
~~~~~（以下、予定）~~~~~
- ・令和8年度 第3次胎内市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）【中間見直し版】策定に関する調査審議  
第3次胎内市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）【中間見直し版】策定